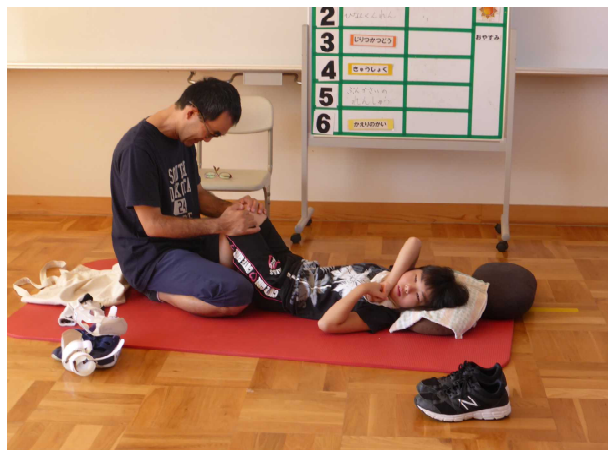


副籍（副次的な学籍）ガイドブック

～共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指して～



滋賀県イメージキャラクター
「キャッフィー」

令和4年4月作成
令和6年12月改訂
滋賀県教育委員会



目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1)国が示す「副次的な籍」の位置付け	
	(2)他の自治体における「副次的な籍」の取組状況	
	(3)本県における交流及び共同学習の取組	
	(4)本県における「副次的な学籍」に関する研究の概要	
2	本県における副籍の取組について・・・・・・・・	8
	(1)本県における副籍の定義	
	(2)副籍の目的	
	(3)副籍の形態	
	(4)副籍の対象	
	(5)副籍を置くことができる学校	
	(6)居住地校交流との違い	
	(7)教育課程上の位置付け	
3	副籍の取組方法・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(1)交流授業等の進め方	
	(2)副籍を置く手続き	
4	交流授業等の実施に当たっての留意事項・・・・・・・・	18
	(1)指導・支援・引率	
	(2)副籍校での指導に係る準備等	
	(3)指導要録等の取扱い	
	(4)通学・送迎	
	(5)安全面の配慮・事故発生時の対応	
	(6)医療的ケアの対応	
	(7)個人情報の取扱い	
	(8)その他	
5	副籍に関するQ & A・・・・・・・・・・・・・・・・	21
6	関係様式・・・・・・・・・・・・・・・・	30
7	参考資料（居住地校交流に関する調査結果）・・・・・・・・	

1 はじめに

(1)国が示す「副次的な籍」の位置付け

時 期	法令・学習指導要領等
平成16年	障害者基本法改正 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との<u>交流及び共同学習</u>を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。（第14条） ※「交流教育」という呼称が「交流及び共同学習」に改められ、新たな法的規定が示された。
平成20年 平成21年	学習指導要領の改訂 特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との<u>交流及び共同学習¹</u>の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすることを明記
平成23年	障害者基本法改正 障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、<u>可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮することについて規定（第16条）</u>
平成24年	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中央教育審議会初等中等教育分科会報告） （就学相談・就学先決定の在り方について） <u>就学時に決定した学びの場は決定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができること</u>を、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。 （多様な学びの場の整備と学校間連携の推進） 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、<u>地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。</u> 一部の自治体で実施している居住地校に<u>副次的な籍</u>を置くことについて

¹ 交流及び共同学習は、障害のある子どもと障害のない子どもが、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目指す「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要がある。（交流及び共同学習ガイド（H20 文科省）より）

	ては、<u>居住地との結びつきを強め、居住地校との交流及び共同学習を推進するうえで意義がある</u>。この場合、児童生徒の付添いや時間割の調整などが現実的課題であり、それらについて検討していく必要がある。
平成26年	障害者の権利に関する条約の批准 同条約が求めるインクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み
平成29年	ユニバーサルデザイン2020行動計画 障害のある人との触れ合い等の体験活動を通じて、子どもたちが頭で理解するだけでなく、感性としても「<u>心のバリアフリー²</u>」を身に付けることが重要
平成29年 平成31年	学習指導要領の改訂（交流及び共同学習の位置付け） ・児童生徒が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。（小学校） ・同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもある。（小学校） ・学校間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との<u>交流及び共同学習</u>の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。（特別支援学校） ・特に、小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと<u>交流及び共同学習</u>を計画的、組織的に行うこと。（特別支援学校）
令和3年 1月	新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（報告） （きめ細かな就学相談と保護者への具体的な情報提供及び学びの場の検討等の支援） <u>障害のある子供の学びの場は固定したものではなく、就学後も障害のある子供が連続性のある多様な学びの場において、その能力や可能性を最大限に伸ばし、十分な教育が受けられるよう、教育相談や個別の教育支援計画により柔軟に見直されるべきものである。</u>

² 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

	市区町村教育委員会の総合的判断で特別支援学校に就学することになった場合であっても、<u>居住する市区町村教育委員会が引き続き、その子供の教育に深く関わり、居住地の小学校に「副次的な籍」を設けるなど、障害のある子供が居住地域とのつながりを維持できるような取組が期待される。</u> （「副次的な籍」の展開） 特別支援学校に在籍する児童生徒は、居住する地域から離れた特別支援学校に通学していることにより、居住する地域とのつながりをもちにくい場合がある。一部の地域で取り組まれている特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学校に「副次的な籍」を置く取組については、居住する地域との結び付きを強めたり、居住する地域の学校との<u>交流及び共同学習</u>を継続的に推進したりする上でも有意義であり、その<u>一層の普及を推進することが重要</u>である。 副次的な籍等を活用した居住地域の学校との<u>交流及び共同学習</u>が継続的に行われるためには<u>特別支援教育コーディネーター</u>を中心とした学校間や家庭等との連携強化や特別支援教育支援員の活用が求められる。
令和3年 1月	中央教育審議会答申（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～） ④特別支援学校の教育環境の整備 特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学校に「副次的な籍」を置く取組については、居住する地域との結び付きを強めたり、居住する地域の学校との<u>交流及び共同学習</u>を継続的に推進したりする上でも有意義であり、その<u>一層の普及を推進することが重要</u>である。
令和3年 6月	障害のある子供の教育支援の手引き～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実について～ 特別支援学校に就学する場合には、居住する地域から離れた特別支援学校に通学することにより、居住する地域とのつながりをもちにくい場合があるため、特別支援学校に在籍する子供が居住する地域の学校に「副次的な籍」を置く取組等を活用しながら、居住地にある小中学校等との交流及び共同学習の積極的な実施に向け、あらかじめ本人及び保護者の意向を確認することも進めておくことが重要である。また、この交流及び共同学習の実施については、<u>本人及び保護者、特別支援学校、居住地にある小中学校等の三者が緊密に連携しながら協議の場をもち、十分な話</u>

	し合いを行い合意していくことが望ましく、こうした体制が構築できるよう、特別支援学校の設置義務を有する都道府県教育委員会と市区町村教育委員会が連携し、域内全域での取組となるよう努めるべきである。
--	--

(2) 他の自治体における「副次的な籍」の取組状況

平成 16 年度に埼玉県は「ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進」を重点施策として掲げ、県独自の取組である「支援籍」を始めた。平成 17 年度には横浜市が「副学籍モデル校事業」を立ち上げ、平成 19 年度より全校展開を始めた。また、東京都は、都立特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒の地域とのつながりを維持・継続するために平成 19 年度より「副籍制度」を導入した。

その他、長野県では「副次的な学籍（副学籍）」、岩手県や静岡県、岐阜県、浜松市では「交流籍」、福岡県では「ふくせき制度」、兵庫県では「副次的な学籍（副籍）」（令和 5 年度～）など様々な名称で副次的な籍を活用した交流及び共同学習を行うことにより、より充実した活動になるよう進められている。

(3) 本県における交流及び共同学習の取組

本県では、これまで、各学校が主体となり特別支援学校と近隣の小中高等学校の児童生徒が交流する学校間交流が古くから地道に取り組まれている。また、特別支援学校の一部の児童生徒は、居住する地域の小中学校等において居住地校交流に取り組んでいる。小学部においては、3 割程度の児童が居住地校交流に取り組んでいるが、学年が進むにつれて取り組む人数は減少する傾向にある。（詳細は P78～79 を参照）

平成 28 年 3 月に策定した「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」では、教育環境の充実における「共に学ぶための新たな仕組みづくり」の項目において、「小中学校と特別支援学校との「副次的な学籍」制度のあり方について研究・検討を進める。」と明記した。これに伴い、平成 28 年度から滋賀のインクルーシブ教育システムの構築に向けた市町との共同研究として「副次的な学籍（副籍）」に関する研究に取り組んできた。

また、平成 30 年度には、「滋賀県インクルーシブ教育賞」を創設し、共生社会の形成に寄与したと考えられる地道な取組を行った小中高校生に対して表彰している。

(4) 本県における「副次的な学籍」(以下「副籍」という。)に関する研究の概要

ア 目標

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場の仕組みづくりを行うための市町との共同研究(副籍に関する共同研究)を進め、障害のある子が地域で共に学ぶ支援体制の強化を図る。

イ 研究の方針

県内特別支援学校あるいは小中学校に在籍する「特別支援学校への就学要件を満たす児童生徒」が小中学校と特別支援学校の双方に学籍を置き、小中学校での「共に学ぶ」ことと、特別支援学校での「専門的な学び」の両方を実現するための仕組みである副籍の制度化に向けた研究を行う。

ウ 研究の内容

国庫補助事業を活用し、合理的配慮コーディネーターを配置した形での研究を実施する。研究協力校においては、学校が作成する交流授業計画書等を基に、校長、研究担当者、担任および合理的配慮コーディネーター等を中心として組織的に研究を推進する。

研究モデル校と研究地域教育委員会との連携の下、地域の実情や児童生徒・保護者のニーズ等を踏まえたよりよい副籍制度のあり方等について検証する。

エ これまでの取組（具体的な取組内容はP 30～48 を参照）

年 度	研究協力教育委員会・ 研究協力校	特別支援学校
平成 28 年度 平成 29 年度	長浜市教育委員会 ・ 長浜市立朝日小学校（副） ・ 長浜市立古保利小学校（在）	県立長浜養護学校（在・副）
平成 30 年度	長浜市教育委員会 ・ 長浜市立朝日小学校（副） ・ 長浜市立古保利小学校（在） ・ 長浜市立木之本小学校（在）	県立長浜養護学校（在・副）
令和元年度	長浜市教育委員会 ・ 長浜市立古保利小学校（在） ・ 長浜市立木之本小学校（在）	県立長浜養護学校（副）
	彦根市教育委員会 ・ 彦根市立亀山小学校（副）	県立甲良養護学校（在）
令和 2 年度	彦根市教育委員会 ・ 彦根市立亀山小学校（副） ・ 彦根市立城南小学校（在）	県立甲良養護学校（在・副）*1
	東近江市教育委員会 ・ 東近江市立御園小学校（副） ・ 東近江市立永源寺中学校（在）	県立八日市養護学校（在・副）
令和 3 年度	彦根市教育委員会 ・ 彦根市立高宮小学校（副） ・ 彦根市立稲枝北小学校（在）	県立甲良養護学校（在・副）
	東近江市教育委員会 ・ 東近江市立御園小学校（在・副）	県立八日市養護学校（在・副）*2
	大津市教育委員会 ・ 大津市立唐崎小学校（副） ・ 大津市立和邇小学校（副）	県立北大津養護学校（在）*2
	守山市教育委員会 ・ 守山市立吉身小学校（副）	県立野洲養護学校（在）*2
	甲賀市教育委員会 ・ 甲賀市立信楽小学校（副） ・ 甲賀市立甲南中部小学校（副）	県立三雲養護学校（在）*2

（在）：研究対象児童生徒が在籍する学校 （副）：副籍を置く学校

* 1：令和 2 年度より、特別支援学校におけるセンター的機能に関する研究指定

* 2：令和 3 年度より、特別支援学校におけるセンター的機能に関する研究指定

オ 成果

- ・ 特別支援学校在籍の児童生徒が、居住地の小中学校に副籍を置き地元の友だちと共に学ぶことで、地域とのつながりが深まり、地域の一員として過ごすことにつながったり、普段は体験できない学習ができ、学習効果が高まったりした。
- ・ 小学校等に在籍する障害のある児童生徒が、特別支援学校で専門的な指導を受けることができ、学んだことを日頃の学習や日常生活で生かすなど、学習上または生活上の困難を主体的に改善しようとする姿が見られた。
- ・ 障害のない子どもたちは、同世代の障害のある友だちと共に学ぶ機会があることで、一人ひとりの違いを認め、友だちを思いやりながら活動する力が育つなど、相手のことを大切にする意識の深まりにつながることができた。
- ・ 校種の異なる教職員が、共に学習内容等について協議することで、双方の学校や児童生徒に対する理解を深めることに繋がった。
- ・ 研究に関わった教員の特別支援教育に関する視野や認識が広がった。特に、小学校の教員が副籍校である特別支援学校の専門的な指導に触れることで、在籍校での指導に生かすことができた。

カ 課題

- ・ 障害のある子どもにとっては、普段と違う慣れない場所に行くことに最初のころは不安を感じる場合がある。
- ・ 保護者にとっては、副籍校への送迎や付添いに係る負担がある。
- ・ 交流授業の内容や環境整備等のきめ細やかな調整をする必要がある。
- ・ 担任が副籍校へ引率することや、打ち合わせや事前・事後学習による副籍校へ出向く機会が増え、在籍校の指導体制や教育課程に及ぼす影響が大きい。
- ・ 制度化に当たっては、無理のない持続可能な取組となるよう工夫する必要がある。
- ・ 関係校の連携とともに、さらなる指導体制の工夫が必要である。
- ・ 副籍をコーディネート、補助する教員の配置が必要である。

2 本県における副籍の取組について

(1) 本県における副籍の定義

副籍とは、副次的な学籍の略称で、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築のために、障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場を柔軟に選択できることを目指して、対象児童が居住地を通学区域（学区）とする小学校（公立小学校および義務教育学校前期課程）と県立特別支援学校双方に学籍を置き、小学校における「共に学び育つ機会」と県立特別支援学校における「専門的な教育を受ける機会」との両方を実現するための新たな仕組みのひとつとする。

(2) 副籍の目的

ア 共生社会の実現

副籍による交流授業等の教育活動（以下「交流授業等」という。）は、障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場を柔軟に選択し、様々な力をもつ全ての子どもたちが、障害のあるなしにかかわらず、互いの違いやよさ等を認め合うことができ、互いに支え合いながら共に学ぶことで共生社会の実現を目指すことを目的とする。

イ 障害のある児童にとって

障害のある児童は、副籍による交流授業等を通して、同世代の児童との関係を構築し、自立と社会参加に向けて地域とのつながりの維持・継続・深化を図るとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目指す。

ウ 障害のない児童にとって

障害のない児童は、互いを尊重し、支え合いながら生きる共生社会の形成者としての資質を高め、心のバリアフリーを育むことを目指す。

エ 教職員や保護者にとって

双方の児童だけでなく、教職員や保護者の障害に対する理解や相互理解が深まることで共生社会の実現を目指す。

以上のことを目的に副籍を置く手続きを教育委員会が整備することで、当該学校間のさらなる連携の下、双方が主体的、組織的、計画的に交流授業等を実施できる仕組みを構築する。

(3) 副籍の形態

ア 県立特別支援学校に在籍する児童が、小学校に副籍を置く場合

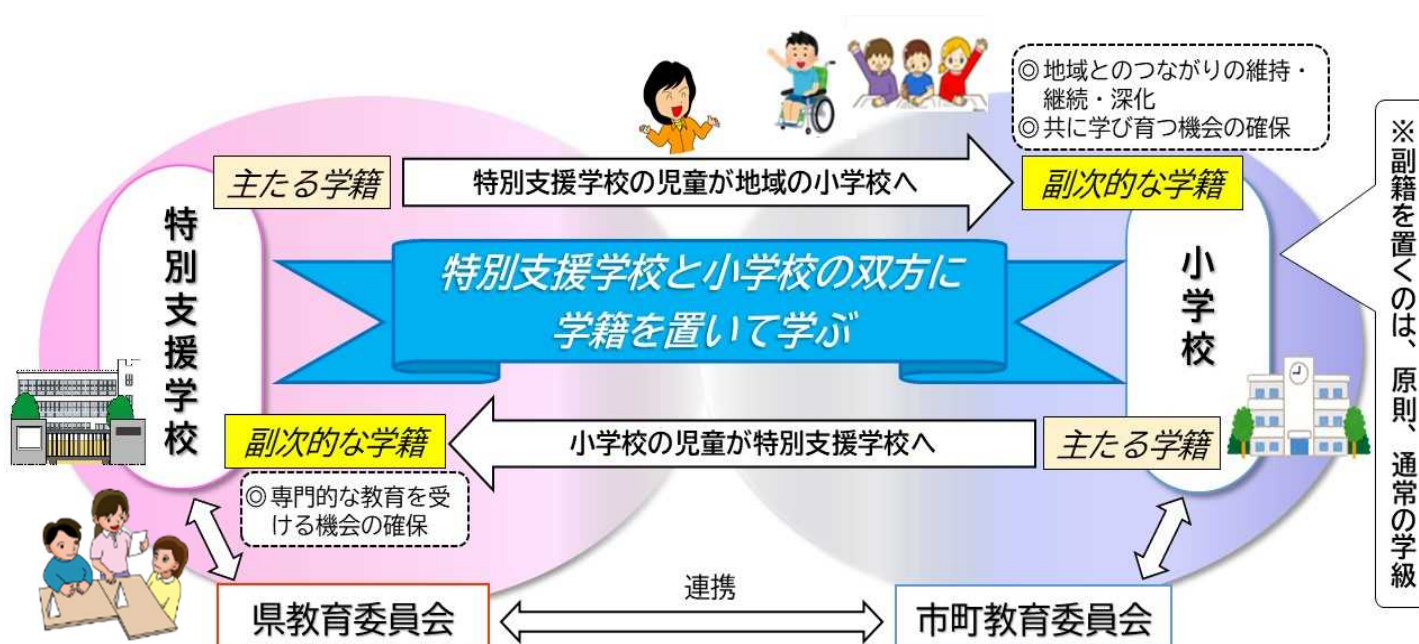
県立特別支援学校小学部に在籍する児童が、居住地とのつながりの維持・継続・深化を図り、共に学び育つという観点から、小学校において学習する機会を設けるために、小学校に副籍を置く。

なお、小学校における交流授業等は、原則、通常の学級で行うこととするが、その一部を特別支援学級で行うことは可能とする。

イ 小学校に在籍する児童が、県立特別支援学校に副籍を置く場合

小学校に在籍する特別支援学校への就学要件（学校教育法施行令第22条の3）を満たす児童が、教育的ニーズに応じたきめ細かな支援や、専門的な指導を受ける機会を確保するために、必要に応じて県立特別支援学校に副籍を置く。

【副籍のイメージ図】



(4) 副籍の対象

ア 県立特別支援学校に在籍する児童が、小学校に副籍を置く場合

県立特別支援学校小学部に在籍し、小学校に副籍を置くことを希望する児童を対象とする。児童と保護者が副籍を希望し、在籍する特別支援学校が副籍による多様な学びの場が必要と判断した場合は、副籍を置く小学校と連携して副籍による交流授業等を実施する。

イ 小学校に在籍する児童が、県立特別支援学校に副籍を置く場合（試行）

小学校に在籍する特別支援学校への就学要件（学校教育法施行令第22条の3）に示された視覚障害者、聴覚障害者および肢体不自由者の区分を満たし、特別支援学校において専門的な指導を受けることを希望する児童について、市町教育委員会の方針に基づき必要に応じて県立特別支援学校に副籍を置くことができる。

当面の間、対象を上記3障害種として実施することとする。



(5) 副籍を置くことができる学校

ア 県立特別支援学校に在籍する児童

特別支援学校に在籍する児童は、原則、居住する地域を通学区域（校区）に含む小学校に副籍を置く。

イ 小学校に在籍する児童

- ・ 小学校に在籍する視覚障害者である児童は、原則、県立盲学校に副籍を置く。
- ・ 小学校に在籍する聴覚障害者である児童は、原則、県立聾話学校に副籍を置く。
- ・ 小学校に在籍する肢体不自由者である児童は、原則、居住する地域を通学区域とする県立特別支援学校に副籍を置く。
- ・ 3つの障害種が重複している小学校児童の場合は、主たる障害について取り扱うものとする。

(6) 居住地校交流との違い

【居住地校交流】

- ・ 特別支援学校小中学部在籍の児童生徒で、保護者が居住地校での交流を希望する者について、当該学校間で負担のない範囲で交流を行う。
- ・ 取組方法や手続き、教育課程の位置付け等は学校の方針によるため、県内で統一した指針はなく組織的な取組にはなっていない。



【副籍による交流及び共同学習】

- ・ 副籍を置く手続きを教育委員会が整備し実施することで、学校間の単なる交流ではなく、地域とのつながりを維持・継続・深化させるための仕組みを組織的に構築する。
- ・ 各校が、副籍による交流及び共同学習を教育課程に位置付け、当該学校間のさらなる連携の下、より主体的・組織的に実施する。
- ・ 副籍の組織的かつ円滑な実施について、教育委員会が手続きを整備する。

(7) 教育課程上の位置付け

交流及び共同学習の機会を積極的に設けることは、幼稚園・特別支援学校幼稚園教育要領および小・中・高等学校・特別支援学校の学習指導要領に明記されている。このことから、交流授業等をはじめとする交流及び共同学習は、単なる交流会ではなく、お互いの理解を深め支え合っていくことの大切さを学び合いながら、さらに教科・領域等の目標も達成する必要がある、教育課程に位置付けて取り組むことが重要である。

授業時間内に行われる交流及び共同学習は、その活動場所がどこであっても、在籍校の授業として位置付けられていることに十分留意する必要がある。交流授業等は、在籍校と副籍校の連携の下にその内容を検討し、在籍校の教育課程に位置付けて取り組むこととし、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動の授業において行うこととする。また、知的障害者である児童の場合は、児童の実態に応じて各教科等を合わせた指導として取り扱うことがある。この場合、在籍校は教育課程上の位置付けやねらいについて副籍校の教員と十分な共通理解を図った上で交流授業等に取り組む必要がある。

なお、在籍校においては、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」に基づいて教育課程上の位置付けやねらいなどを明確にした上で計画的に実施し、適切な評価を行うことが必要である。



3 副籍の取組方法

(1) 交流授業等の進め方

ア 小学校および特別支援学校は、前項に示す対象となる児童の保護者に対して、副籍による教育活動について説明する。

イ 対象児童の保護者が、副籍を希望する場合、当該保護者は、児童が在籍する学校（以下「在籍校」という。）に副籍の希望申請を行う。

ウ 希望申請を受けた在籍校は、副籍校の指定に係る手続きを進めるとともに、対象児童および保護者の教育的ニーズを的確に把握し、対象児童が副籍を置く学校（以下「副籍校」という。）と連携して交流授業等の内容を設定する。

エ 交流授業等の内容は、障害のある子どもが、授業内容が理解できて、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうかという本質的な視点に立って考える。その際は、障害のある子どもが得意とすることや興味関心のある事柄を題材にしたり、在籍校での学習の成果が発揮できるような授業内容になるよう工夫、検討したりすることが大切である。

オ 交流授業等の実施にあたっては、在籍校と副籍校の連携の下、在籍校および副籍校の教育課程に支障が出ないように実施計画を立案する。計画の立案にあたっては、対象児童の障害、健康等の状態を勘案し、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を効果的に活用するなど当該児童の教育的ニーズに沿ったものになるよう努めるとともに、介助の方法・教材教具等の準備等についても十分に検討する。



カ 交流授業等の具体的な取組には、対象児童が副籍校に出かけ、副籍校が通常行っている各教科等の授業に参加して共に学んだり、専門的な指導を受けたり、様々な学校行事等と一緒に参加したりする「直接交流」がある。

キ 在籍校と副籍校が、双方の学校だよりや学級だより、作品、プロフィール、手紙、ビデオの交換などを通じて交流を行う「間接交流」も考えられる。特に交流授業等の前後に実施する事前・事後学習において積極的に「間接交流」を活用することは、双方の子どもの学習意欲を高めたり、共に学ぶ仲間としての意識を継続させたりする効果がある。

ク Web会議システム等を利用した遠隔授業を取り入れるなど、ICT機器を活用した交流授業を行うことは、副籍の取組を充実させる方法のひとつでるとともに、対象児童をはじめ保護者や教員の負担を軽減することにもつながる。

【交流授業までの流れ】



(2) 副籍を置く手続き

ア 特別支援学校在籍児童の場合

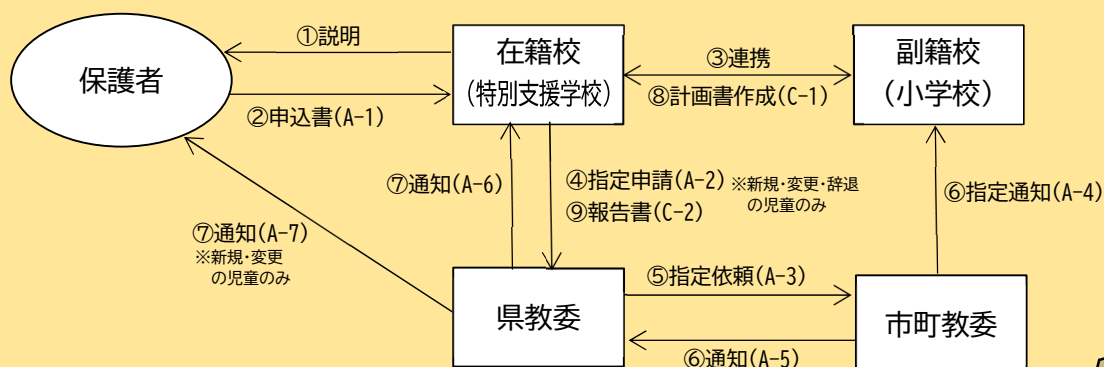
- ① 特別支援学校は、対象児童の保護者に向けて副籍制度の説明を行う。
 - ※ 前年度末に対象児童のうち現1～5年生については、学年末懇談会等の機会に、本人や保護者に聞き取るなど、当該年度内に意向を確認しておく。
 - ※ 次年度入学生は、入学説明会等の場で副籍制度について説明する。
- ② 副籍を希望する児童の保護者は、在籍する特別支援学校に副籍申込書を提出する。
 - ※ 新たに副籍を希望する児童または転居等の事情で副籍校を変更する必要がある児童の保護者は、在籍する特別支援学校に【様式A-1】を提出する。
 - ※ 【様式A-1】は、4月中旬頃を目途に提出するよう求める。提出が遅れても随時受け付ける。
 - ※ 前年度に引き続き副籍を希望する児童は、②～④の手続きは不要とする。
- ③ 特別支援学校は、副籍校となる小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下同じ。）と連携し、副籍の取組を実施する旨の内諾を得る。
- ④ 特別支援学校は、副籍校指定申請書および副籍対象児童一覧を県教育委員会に提出する。
 - ※ 新たに副籍を希望する児童や副籍校を変更する児童がある場合は、当該児童についてのみ【様式A-2】（別紙①）を作成し、県教育委員会に送付する。
 - ※ 副籍を辞退する児童（転出した児童を含む。）がある場合は、【様式A-2】（別紙②）を作成し県教育委員会に送付する。
 - ※ 【様式A-2】の提出期限は毎年度4月末日とする。これ以降に申し込まれた場合は、随時手続きを行う。
- ⑤ 県教育委員会は、副籍校の指定について、市町教育委員会に依頼する。
 - ※ ④の通知を受けて、副籍を希望する児童全員（継続・新規・変更）について【様式A-3】を作成し、市町教育委員会に送付する。
- ⑥ 市町教育委員会は、副籍校を指定し、県教育委員会および副籍校に通知する。
 - ※ ⑤の通知を受けて、副籍を希望する児童全員（継続・新規・変更）について【様式A-4】を作成し、当該小学校に通知する。
- ⑦ 県教育委員会は、保護者および在籍校に対して副籍校の決定を通知する。
 - ※ ⑥の通知を受けて、副籍を希望する児童全員（継続・新規・変更）について【様式A-6】を作成し、当該特別支援学校に通知する。
 - ※ 新たに副籍を希望する児童や副籍校を変更する児童がある場合は、当該児童についてのみ【様式A-7】を作成し、その保護者に通知する。

⑧ 特別支援学校は、副籍校と連携して交流授業等計画書を作成し、副籍による教育活動を実施する。

⑨ 特別支援学校は、副籍校と連携して交流授業等報告書を作成し、年度末に県教育委員会に提出する。

※ 【様式C-2】の提出期限は、毎年度3月第1金曜日とする。

【特別支援学校在籍児童が小学校に副籍を置く手続きのイメージ図】



※()内は関係様式（副籍ガイドブック P50～参照）

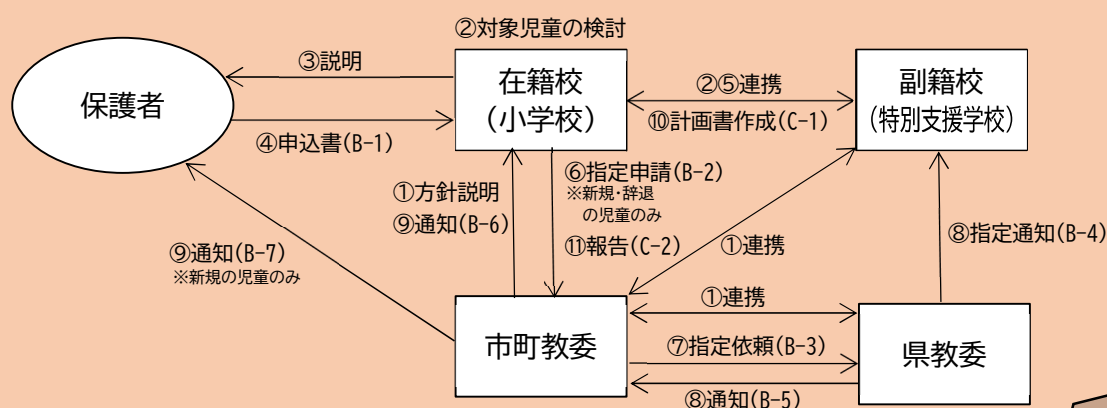


イ 小学校在籍児童の場合

- ① 市町教育委員会は、所管する小学校の指導体制、特別支援学校の受け入れ体制など各地域の実情に応じた取組の方針を小学校に説明する。
- ② 小学校は、市町教育委員会の方針に従い、副籍による取組を実施する児童について、特別支援学校とも連携を取りながら検討する。
- ③ 小学校は、対象児童の保護者に対して副籍制度の説明を行う。
 - ※ 対象児童のうち1～5年生については、学年末懇談会等の機会に、本人や保護者に聞き取るなど、当該年度内に意向を確認しておくことが望ましい。
 - ※ 次年度入学の対象児童については、可能な限り早い段階で副籍制度について説明する。
- ④ 副籍を希望する児童の保護者は、在籍する小学校に副籍申込書を提出する。
 - ※ 次年度に新たに副籍を希望する児童の保護者は、在籍する小学校に【様式B－1】を提出する。
 - ※ 【様式B－1】は、4月中旬頃を目途に提出するよう求める。提出が遅れても随時受け付ける。
 - ※ 前年度に引き続き副籍を継続して希望する児童は、④～⑥の手続きは不要とする。
- ⑤ 小学校は、副籍校となる特別支援学校と連携し、副籍の取組を実施する旨の内諾を得る。
- ⑥ 小学校は、副籍校指定申請書および副籍対象児童一覧を市町教育委員会に提出する。
 - ※ 新たに副籍を希望する児童（転入した児童を含む。）がある場合は、当該児童についてのみ、【様式B－2】（別紙①）を作成し市町教育委員会に送付する。
 - ※ 副籍を辞退する児童（転出した児童を含む。）がある場合は、【様式B－2】（別紙②）を作成し市町教育委員会に送付する。
 - ※ 【様式B－2】の提出期限は毎年度4月末日とする。これ以降に申し込まれた場合は、随時手続きを行う。
- ⑦ 市町教育委員会は、副籍校の指定について、県教育委員会に依頼する。
 - ※ ⑥の通知を受けて副籍を希望する児童全員（継続・新規）について【様式B－3】を作成し県教育委員会に送付する。
- ⑧ 県教育委員会は、副籍校を指定し、市町教育委員会および副籍校に通知する。
 - ※ ⑦の通知を受けて副籍を希望する児童全員（継続・新規）について【様式B－4】を作成し、当該特別支援学校に通知する。

- ⑨ 市町教育委員会は、保護者および在籍校に対して副籍校の決定を通知する。
- ※ ⑧の通知を受けて、副籍を希望する児童全員（継続・新規）について【様式B－6】を作成し、当該小学校に通知する。
- ※ 新たに副籍を希望する児童がある場合は、当該児童のみ【様式B－7】を作成し、その保護者に通知する。
- ⑩ 小学校は、副籍校と連携して交流授業等計画書を作成し、副籍による教育活動を実施する。
- ⑪ 小学校は、副籍校と連携して交流授業等報告書を作成し、年度末に市町教育委員会に提出する。
- ※ 【様式C－2】の提出期限は、毎年度3月第1金曜日とする。

【小学校在籍児童が特別支援学校に副籍を置く手続きのイメージ図】



※()内は関係様式（副籍ガイドブック P63～参照）

4 交流授業等の実施に当たっての留意事項

(1) 指導・支援・引率

副籍校での交流授業等においては、在籍校と副籍校とが事前に協議を行い、連携協力しながら指導・支援するものとし、具体的な指導内容や支援方法については、双方の共通理解の上で適切に実施する。その際、安全面に配慮しつつ、過度な介入により児童同士の交流を妨げることをないようにする。

副籍校内の引率については、原則、在籍校の教員が行うこととする。年間複数回の副籍校での交流授業等を実施する場合には、副籍校、在籍校、保護者の間で十分協議し共通理解の上、安全が確保できると判断した場合、その実施の一部において在籍校の教員が引率しないことも可能とする。その際は、在籍校が引率計画を作成し、保護者に付添いを依頼する。

(2) 副籍校での指導に係る準備等

ア 机・椅子等について

副籍校は、在籍校の助言の下、交流授業等で必要となる副籍校での机や椅子、ロッカー、下駄箱等を事前に準備するなど、対象児童を学級の一員として迎える環境を整える。

机や椅子等を常に副籍校の教室に置いておくことによって、副籍校児童が対象児童に対する関心を高めたり、対象児童が副籍校への所属意識を高めたりする効果がある。副籍校や当該学級の実情に応じて、十分な打合せを行い、交流授業等の事前・事後学習との関連を考慮するなど、無理のない範囲で適切に対応する。

イ 教科用図書・教材等について

対象児童が副籍校での学習において教科の学習を行う際、在籍校と副籍校との教科用図書が異なる場合がある。教科用図書を用いる必要が生じた際には、事前に当該学校間で協議し、適切に対応するものとする。

また、交流授業等で必要となる教材等については、事前に当該学校間で協議し、準備する。なお、教材等に必要な経費については、原則、保護者が負担するものとする。

ウ 給食について

対象児童が、副籍校の給食をとる場合は、事前に当該学校間で協議する。その際、給食において特別な配慮が必要な場合は、在籍校の教員または保護者が対応することとする。なお、給食に係る経費は保護者が負担するものとする。

エ 学級名簿等について

副籍校や当該学級の実情に応じて当該学校間で相談し、無理のない範囲で対応する。

(3) 指導要録等の取扱い

ア 指導要録について

指導要録への記載は、副籍校との連携を密にしながら在籍校において行うものとする。様式1（学籍に関する記録）については、「学校名及び所在地」欄に副籍校名および実施期日を記載する。様式2（指導に関する記録）については、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」等の欄に副籍による交流授業等の実施状況（学習内容や評価等）を記載する。

イ 出席簿について

副籍による交流授業等の交流及び共同学習は、在籍校の教育課程に基づいて実施されるものであるため、原則として在籍校において出席簿は出席扱いとし、出席日数に含めるものとする。

ただし、在籍校の休業日に交流授業等を行うときは、在籍校の学校行事として扱うことはできないため、課外活動の扱いとする。この場合、授業日と休業日の振替は行わず、授業日数、出席日数には含めないものとする。

(4) 通学・送迎

通学の取扱いについては、副籍による交流授業等の交流及び共同学習は、在籍校の教育課程に基づいて実施されるものであるため、在籍校の管理下として取り扱うものとする。

副籍校への通学は、保護者の責任の下で行うものとする。また、通学に係る送迎に要する経費は、保護者が負担するものとする。

(5) 安全面の配慮・事故発生時の対応

事故防止に当たっては、在籍校と副籍校との連絡を密に行い、児童の健康安全面および施設設備の安全確保を十分に行うものとする。万一、事故の際には、応急処置については副籍校でも対応するが、その後の対応や事故報告、日本スポーツ振興センター災害給付等の手続きについては、在籍校で対応するものとする。

なお、副籍校での交流授業の実施に当たっては、在籍校の教育課程に適切に位置付けるとともに、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成はもちろんのこと、副籍校における実施計画を作成する。こうした場合、日本スポーツ振興センターの定める「学校管理下」に該当する。また、在籍校の休業日等に課外

活動として実施する交流授業においては、在籍校が作成した実施計画に基づき、引率する教員の適切な指導の下で行われているものが「学校管理下」に該当する。

副籍校において直接的な交流を希望する児童にあっては、日本スポーツ振興センターにおいて対応できない加害行為、器物破損等に備え、保険に加入することが望ましい。

(6) 医療的ケアの対応

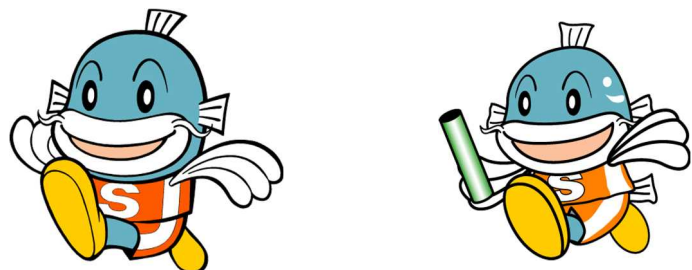
医療的ケアが必要な児童が副籍校で交流授業等を行う場合は、事前に主治医等の指導助言を仰ぎ、保護者を交えた入念な打合せを行う。不測の事態に備え、副籍校における緊急時対応マニュアル等を作成し、関係者の役割を明確にしておくなど、安全な交流授業等の実施に万全を期すものとする。また、看護師の派遣については、在籍校を所管する教育委員会が計画的に対応する。

(7) 個人情報の取扱い

事前の打合せや協議で活用する資料や個別の教育支援計画などの個人情報を含む文書は、原則として受け渡しをしない。当該学校間において、個人情報を含む内容を提供する際には、必ず保護者の了解を得た範囲に限り提供するものとする。

(8) その他

副籍校での交流授業等を予定した日に、急遽、欠席する場合は、原則として保護者が在籍校に連絡し、在籍校を通して副籍校に連絡するものとする。



5 副籍に関するQ & A

Q1 在籍校の児童が、副籍校に出かけて交流授業等を実施する場合の標準的な日数や時数の規定はありますか。

A1 標準的な日数や時数の規定はありません。対象児童の実態や当該校の教育課程の実施を踏まえ、支障のない範囲で計画・実施する必要があります。

Q2 対象児童は、必ず副籍校に出かけて直接的な交流をする必要がありますか。

A2 対象児童と副籍校の児童が、直接触れ合い共に学ぶ機会をつくることは、副籍の一番のよさであり、大きな意義があると考えます。しかし、直接的な交流がすべてではありません。対象児童や当該校の実態に応じて、作品やプロフィール、手紙、ビデオの交換などの間接的な交流を行ったり、ICTを活用して遠隔で交流授業を行ったりすることも有効です。

Q3 これまでの居住地校交流は、すべて副籍の取組に移行するということですか。

A3 副籍の意義を踏まえ、特別支援学校小学部に在籍する児童が、居住地校で行う交流及び共同学習は、原則として副籍による取組とします。ただし、保護者に対しては、年度当初に副籍による取組の説明を十分に行い、保護者が希望された場合に取り組むことになります。

Q4 特別支援学校中学部や中学校で副籍に取り組まないのはなぜですか。

A4 中学部においても副籍による取組は必要だと考えます。しかし、特別支援学校小学部、小学校に比べ、特別支援学校中学部と中学校では教育課程のすり合わせが難しくなることや、中学校では教科担任制による学習指導が行われており、小学校に比べて引率や事前準備、打合せ、事前・事後学習に対するきめ細かな対応が難しくなることなどが研究の中で明らかになりました。このような状況を踏まえ、まずは小学部、小学校の児童から副籍の取組を始めることにしました。

Q 5 副籍による取組を在籍校の教育課程に位置付ける必要があるのはなぜですか。

A 5 障害のある子どもと障害のない子どもが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものです。特別支援学校に在籍する児童が小学校に副籍を置いて取り組む交流授業等は、交流及び共同学習として取り扱うことが適当です。

交流及び共同学習の機会を積極的に設けることは、幼稚園・特別支援学校幼稚園部教育要領および小・中・高等学校・特別支援学校の学習指導要領に明記されていることから教育課程に位置付けて取り組む必要があります。

授業時間内に行われる交流及び共同学習は、その活動場所がどこであっても、児童生徒等の在籍校の授業として位置付けられていることに十分留意する必要があります。交流及び共同学習は、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動または自立活動等のそれぞれの授業において行うことができます。在籍校において、教育課程上の位置付けやねらいなどを明確にし、適切な評価を行うことが必要です。

また、小学校に在籍する児童が特別支援学校に副籍を置いて取り組む交流授業等は、特別支援学校における専門的な指導を受けることで、障害による学習上または生活上の困難改善・克服することを目的としていますので、教育課程に位置付けて取り組むことは言うまでもありません。

なお、文部科学省は、平成31年3月に「交流及び共同学習ガイド」を改訂していますので、参考にしてください。

(参考URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1413898.htm)



Q 6 対象児童が副籍校に出かけて交流授業等に取り組む場合、在籍校からの引率について、その回数や時間などの標準的な規定はありますか。

A 6 在籍校からの引率について回数や時間の規定はありません。ただ、副籍による取組は、在籍校が教育課程に位置付けて、副籍校と連携し、主体的に行う必要があることから、引率を全く行わないということは望ましい状態とは言えません。児童や両校の実態を踏まえた上で、学校全体の協力体制のもと

に実施する必要があります。

しかし、在籍校における授業の指導体制の確保という観点から、すべての交流授業に引率ができないという状況は考えられます。そのような場合は、保護者に状況を丁寧に説明し、回数を限定したり付添いの協力を求めたりするなどの工夫が必要です。保護者に付添いを依頼する場合は、事前の打合せを綿密に行い、引率計画を作成するなど、より丁寧な対応をする必要があります。

また、教員の引率の仕方についても事前に丁寧に打合せを行う必要があります。児童が主体的に友だちに関わったり、授業に参加したりすることができるよう支援するという観点をもつことが大切です。過度の関わりが交流授業等の妨げにならないように注意しましょう。

中には、児童の自立を促すために、意図的に引率や付添いを行わないという考え方があるかもしれませんが、児童の実態にもよりますが、できるだけ児童自身の力で、副籍校で活動できるようにしようというものです。その場合、在籍校の担任は、副籍校や保護者と事前事後の打合せを入念に行い、副籍校と十分な連絡を取り合って安全に十分配慮した上で取り組むことが重要です。

Q 7 対象児童が副籍校に出かけて交流授業等に取り組む場合、対象児童の保護者の付添いについて規定はありますか。

A 7 保護者の付添いについての規定はありません。やむを得ず保護者に付添いを依頼する場合は、保護者の意向を十分に聴き取った上で、状況を丁寧に説明し協力を求め、適切に調整を行った上で計画する必要があります。当日の日程や交流授業等の内容を十分共通理解した上で、協力をいただくことが不可欠です。

また、保護者が付き添う場合は、保護者も副籍校児童と交流することで、副籍による取組を進めていく土台づくりになるという効果も見込まれます。保護者の負担に配慮しつつ、保護者が交流授業等に積極的に参画していただく意義について説明することも大切です。

Q 8 交流授業等をより充実した内容にするには、こういったことに注意しておく必要がありますか。

A 8 特に重要なことは、学校間の事前の打合せです。交流授業の実施に当たっては、学校の教員、児童、保護者など活動に関わる関係者が、取組の意義や目的、評価等について、十分に理解し、共通理解をもって進めることが大切

です。特に、双方の教員が話し合う機会を計画的に確保することが考えられます。活動の意義や目的、評価、両校の教育の実際や障害のある児童への接し方等についての関係者の共通理解が進みます。また、事前指導や事後指導を行ったり、活動の目的の達成状況等を適切に評価したりすることで、さらに副籍による交流授業等の活動内容が充実していきます。

Q9 対象児童が、副籍校が実施する遠足等の校外行事に参加することは可能ですか。

A9 原則的には、校内における交流授業を基本としています。しかし、非常に高い教育的効果が得られることが期待される場合や、対象児童の実態から校内で授業を受けることが困難な場合など、参加する必然性が高い場合には、在籍校と副籍校とが十分な事前打合せを行い、保護者の了承を得た上で、安全に十分留意して実施する必要があります。なお、泊を伴う行事への参加は想定していません。

Q10 対象児童の居住する地域外の学校を副籍校に指定することはできますか。

A10 居住する地域を校区に含まない学校を副籍校に指定することは、原則できません。

Q11 対象児童が6年生で、継続して副籍による交流授業に取り組んだ場合などには、卒業証書を渡すことはできますか。

A11 対象児童に副籍校の卒業証書を授与することはできません。しかし、対象児童の実態や交流授業の取組内容等によっては、当該校の判断で修了書等を授与することは可能です。研究の取組の一環で、対象児童が副籍校の卒業式に参加し、副籍校が作成した「副次的な学籍修了書」を授与されたという事例があります。

Q12 小学校に在籍する対象児童について、対象となる障害種を限定するのはなぜですか。

A12 小学校に在籍する児童が特別支援学校に副籍を置く場合は、在籍校の指導体制や保護者の送迎に係る負担などの課題が多く、まずは学校教育法施行令第22条の3に示された特別支援学校への就学要件を満たす者のうち視覚障害者、聴覚障害者および肢体不自由者の区分に該当する児童から試行的に実施します。

市町教育委員会は、地域の実態や所管する学校の指導体制等を踏まえ、対象となる特別支援学校とも十分に連携を図った上で、取組の方針を検討しなければなりません。

小学校は、市町教育委員会が示す方針に基づき、保護者の意向に十分配慮した上で副籍による交流授業等に取り組む必要があります。学級担任をはじめとする在籍校の教員の考えだけで取組を進めることは避けなければなりません。特別支援学校に副籍を置いて学習する意義を十分に検討するとともに、保護者とも共通理解した上で取組を進める必要があります。

形態としては、これまでから取り組んでいる教育相談に類似する仕組みとして実施することができますので、対象児童や保護者、学校にとって過度の負担がなく、持続的に取り組んでいけるよう工夫することが大切です。

Q13 特別支援学校において副籍の担当者を校務分掌に位置付ける必要がありますか。

A13 各校の実態に応じた対応が必要になります。副籍の取組は、学校が組織的・継続的に進めていくことが重要です。そのためには、学校組織の中に副籍に関する担当者を校務分掌に位置付けて取り組むことが大切です。担当者には、関係校との一次的な窓口業務や副籍校における活動内容について相談を受け付けたりコーディネートしたりする役割を担うことなどが考えられます。校長のリーダーシップのもと副籍の取組を推進するための組織づくりが重要です。

Q14 副籍の取組と特別支援学校のセンター的機能との関係性についてはどのように考えればよいですか。

A14 副籍に関する研究の中では、「副籍校（小学校）において在籍校（特別支援学校）の先生が対象児童に関わる様子が、副籍校の児童にとっては大変良いお手本となり、対象児童への関わり方に変化が見られた」とか、「副籍校

（特別支援学校）の授業に参加することで、特別支援学校の授業を肌で感じることができてとても勉強になった」、「副籍校（特別支援学校）の自立活動に参加することで、対象児童に対する指導内容のヒントが得られ、在籍校（小学校）での指導に活かすことができるなど小学校の教員にとっても大きな学びがあった」などの声が聞かれました。

これまでの研究を通じて、対象児童を介して特別支援学校と小学校の教員が、関わり合うことで、特別支援学校において蓄積されてきた専門性や指導内容や支援方法を広めていくきっかけになることが明らかになりました。副籍の取組は、担任レベルで特別支援学校のセンター的機能を発揮するよい機会にもなると考えられます。

Q15 副籍によって期待できる効果にはどのようなことがありますか。

A15 副籍による交流授業等の取組によって期待できる効果は、様々なことが考えられますが、研究の取組によって得られた成果等から、参考までに以下のようにまとめました。

ア 特別支援学校の児童が小学校に副籍を置く場合

特別支援学校の児童	（対象児童） ・在籍校での学習（各教科、日常生活の指導（各教科等を合わせた指導）、自立活動等）で培った力を発揮する場となる。 ・慣れない環境や集団の中で力を発揮することで、大きな自信につながる。 ・両校の教育課程をすり合わせ、交流授業の内容を吟味することで、副籍校でもわかりやすく、やり応えのある活動ができる。
小学校の児童	（副籍校の児童） ・障害のあるなしに関わらずお互いのよさに気付く機会となる。 ・特別支援学校の協力の下、事前・事後学習を充実させることで交流だけにとどまらない学習ができる。 ・副籍による交流授業と道徳科や総合的な学習の時間（人権学習等）の学習内容とのつながりを工夫することで、学習効果がより高まる。 ・低学年から継続して取り組むことや、丁寧な事前・事後指導によって、対象児童を自然と受け入れる集団づくりができる。
特別支援学校の教職員	・特別支援学校で蓄積してきた専門的な指導・支援の方法を、担任から地域へ発信することができ、地域の特別支援教育の推進に貢献できる。 ・小学校の通常の学級や特別支援学級の教育課程を学ぶ機会となり、特別支援学校の教育課程の改善に生かすことができる。

小学校の 教職員	(通常の学級の担任) ・ 特別支援学校の教員が行う対象児童への指導・支援に直接触れることで、通常の学級に在籍する教育上特別な支援を要する児童への支援方法や、授業や教育環境のユニバーサルデザイン化に生かすことができる。
-------------	---

イ 小学校の児童が特別支援学校に副籍を置く場合

小学校の 児童	(対象児童) ・ 似通った発達段階の児童の集団の中で活動することで、周りの児童の様子に刺激を受けて学習意欲が高まったり、興味関心の幅が広がったりする。 ・ 仲間と学び合い遊び合う楽しさを体験することで、普段味わうことが難しい充実感や満足感を得ることができる。 ・ 副籍校の友だちと遊びを共有したり、共に学習したりすることで社会性を養うことができる。 ・ 特別支援学校の自立活動等の専門的な指導を受けることができ、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服することにつながる。
特別支援学 校の児童	(副籍校の児童) ・ 新しく迎える友だちと共に活動することで、新たな刺激を受けて学習意欲が高まったり、社会性やコミュニケーション能力を養ったりすることにつながる。 ・ 継続して取り組むことで、クラスの仲間として接することができる。
小学校の 教職員	(特別支援学級の担任) ・ 特別支援学校における指導法や教材等に実践的に触れることで指導スキルが高まる。 ・ 小学校で取り組む自立活動等の指導内容の改善・充実につながる。 ・ 特別支援学校教員が行う様々な児童とのコミュニケーション手段に触れることが指導力の向上につながる。
特別支援学 校の教職員	・ 小学校に就学する障害の重い児童や特別支援学級の実態を知るきっかけになる。 ・ 特別支援学校で蓄積してきた自立活動等の専門性を生かして、地域の特別支援教育の推進に貢献できる。

Q16 副籍（交流授業等）と居住地校交流の違いについて具体的に教えてください。

A16 居住地校交流の実際取り組み方は、学校によって異なるため画一的な比較はできませんが、両者を項目ごとに大まかに対比したものを以下に示します。

副籍（交流授業等）と居住地校交流の対比

	副籍（交流授業等）	居住地校交流（現状）
目 的	○互いの違いを認め支え合いながら共に学ぶことで共生社会の実現を目指す。 ○自立と社会参加に向けて地域とのつながりの維持、継続、深化を図る。 ○心のバリアフリーを育む。 ○教職員や保護者の障害への理解を促す。	○自立と社会参加に向けて地域社会とのつながりの維持、継続を図る。 ・障害のある児童生徒とない児童生徒の相互理解につながる。 ・交流の主体はあくまでも本人、保護者で、その希望に沿うという考え方。
対 象	○保護者が希望する小学部児童	○保護者が希望する小中学部の児童生徒
実 施	○県が、実施要項、ガイドブック、関係様式等を定めるなど手続きを整備することで、計画的、組織的に取り組む。	○県が定めた実施要項等はなく、各学校が独自に要項等を作成し、運用している。
教育課程	○両校の教育課程に位置付ける。 ○交流授業における目標を双方で立て、両者が共に学べる内容を検討する。 ・双方で目標を設定し、評価する。 ・障害のある児童は個別の指導計画等に目標や評価を記述する。	・学校によっては、教育課程に位置付けず課外活動としている場合もある。 ・双方の児童に対する目標設定や評価が行われない場合もあり、交流会として設定される場合もある。
帳 簿 等	○在籍校において指導要録に記載する。 ・副籍校においては、対象児童を当番表や健康観察簿に記名する。	○各学校の方針による対応 ・教育課程に位置付けている学校は、特別活動として評価を指導要録に記載している場合もある。
校内の引率	○校内の引率は、原則、在籍校の教員が行う。 ・教員の引率が難しい場合は、保護者が付き添う場合もある。	○各学校の方針による対応 ・一切引率を行わない学校から、すべての交流において必ず教員が引率を行う学校まである。
通学・送迎	○保護者による送迎	○保護者による送迎

医療的ケア に対する 対応	○要医療的ケア児学習支援事業による看護師の派遣が可能。	○看護師の派遣ができないため、実施する場合は保護者が付き添う。
当日の 取組内容	○事前に担任間で綿密な打合せを行い、双方の専門性を生かして交流授業等の内容を検討する。	○各学校の方針による対応 ・打合せは行うが、小中学校に任せていることが多い。
副籍校での 受入体制	○原則、副籍校の通常の学級において、学級の一員として受け入れる準備を行う。 ・対象児童が副籍校の学級の一員として迎えらるよう副籍校が、机や椅子、ロッカー、下駄箱などを準備する。	○小中学校側は、対象児童生徒を来校者として受け入れている。 ・対象児童生徒の状況に応じて、事前に教室環境を整えることはある。

6 関係様式

(1) 特別支援学校在籍児童の場合 31

様式A－1（保護者➡特別支援学校）

様式A－2（特別支援学校➡県教育委員会）

様式A－3（県教育委員会➡市町教育委員会）

様式A－4（市町教育委員会➡小学校等）

様式A－5（市町教育委員会➡県教育委員会）

様式A－6（県教育委員会➡特別支援学校）

様式A－7（県教育委員会➡保護者）

(2) 小学校等在籍児童の場合 38

様式B－1（保護者➡小学校等）

様式B－2（小学校等➡市町教育委員会）

様式B－3（市町教育委員会➡県教育委員会）

様式B－4（県教育委員会➡特別支援学校）

様式B－5（県教育委員会➡市町教育委員会）

様式B－6（市町教育委員会➡小学校等）

様式B－7（市町教育委員会➡保護者）

(3) その他の様式 45

様式C（交流授業等計画書 兼 実施報告書）

副 籍 申 込 書

県立 学校長 様

副籍を希望しますので、本書をもって申し込みます。

在籍学校名	県立 学校
ふりがな	
児童生徒名	
学部・学年	
学 級	
希望副籍校名	立 学校

令和 年 月 日

〒

現 住 所 _____

保護者名 _____

文 書 番 号
令和 年(202 年) 月 日

特別支援教育課長 様

県立○○○○○学校
校長 ○ ○ ○ ○
(公 印 省 略)

副籍校の指定に係る申請について（依頼）

このことにつきまして、下記のとおり申請します。

記

副籍校指定申請児童一覧

番号	児童名	学部	学年	保護者名	住所	副籍校名	状況	開始年度	備考	障害種別
記入例	淡海 太郎	小学部	1	淡海 一郎	大津市びわこ町1-1-1	近江小学校	継続	R4		知的障害
記入例	琵琶 花子	小学部	2	琵琶 二郎	大津市近江町2-2-2	琵琶小学校	変更	R4	住所のみ変更	知的障害
記入例	大津 春子	小学部	3	大津 三郎	大津市近江町3-3-3	琵琶小学校	変更	R5	住所変更に伴い副籍校変更	知的障害
記入例	京町 夏子	小学部	4	京町 四郎	大津市京町4-4-4	京町小学校	辞退	R4	保護者の仕事の都合で送迎ができないため	肢体不自由
記入例	膳所 秋子	小学部	5	膳所 五郎	大津市京町5-5-5	京町小学校	小学部卒業	R4		知的障害
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										

滋 教 委 特 支 第 号
令和 年 (202 年) 月 日

〇〇市町教育委員会事務局
特別支援教育主管課長 様

滋 賀 県 教 育 委 員 会 事 務 局
特 別 支 援 教 育 課 長
(公 印 省 略)

副籍校の指定について (依頼)

このことにつきまして、下記のとおり送付しますので、副籍校の指定について御配慮くださいますようお願いいたします。

記

副籍校指定申請児童一覧

番号	児童名	学部	学年	保護者名	住所	在籍校名	副籍校名
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							

文 書 番 号
令和 年(202 年) 月 日

〇〇市町立 学校長 様

〇〇市町教育委員会事務局
特別支援教育主管課長
(公 印 省 略)

副籍校の指定について（通知）

このことについて、県立特別支援学校在籍児童について貴校を副籍校に指定しましたので下記のとおり通知します。
ついては、当該県立特別支援学校と連携して、副籍による交流授業等の教育活動を積極的に推進ください。

記

副籍校指定児童一覧

番号	児童名	学部	学年	保護者名	住所	在籍校名
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

【様式A-5】
(市町教育委員会→県教育委員会)

文 書 番 号
令和 年 (202 年) 月 日

滋賀県教育委員会事務局
特別支援教育課長 様

〇〇市町教育委員会事務局
特別支援教育主管課長
(公 印 省 略)

副籍校の指定について（通知）

令和 年 月 日付け滋教委特支第 号で依頼のありました標記のことにつきまして、副籍校を指定しましたので下記のとおり送付します。

記

副籍校指定一覧

番号	児童名	学部	学年	保護者名	住所	在籍校名	副籍校名
記入例	淡海 太郎	小学部	3	淡海 一郎	大津市びわこ町1-1-1	びわこ養護学校	近江小学校
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							

滋 教 委 特 支 第 号
令 和 年 (202 年) 月 日

県立 学校長 様

特 別 支 援 教 育 課 長
(公 印 省 略)

副籍校指定の決定について（通知）

このことにつきまして、副籍校指定の申請のあった貴校在籍児童について、副籍校が決定しましたので下記のとおり通知します。
については、副籍校と連携して、副籍による交流授業等の教育活動を積極的に推進ください。

記

副籍校指定児童一覧

番号	児童名	学部	学年	保護者名	住所	副籍校名	状況	開始年度	備考	障害種別
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										

【様式A－7】

(県教育委員会→保護者)

滋 教 委 特 支 第 号
 令 和 年 (202 年) 月 日

様

滋 賀 県 教 育 委 員 会 事 務 局
 特 別 支 援 教 育 課 長
 (公 印 省 略)

副籍校決定通知書

このことについて、副籍校が決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

在籍校名	県立 学校
児童生徒名	
学部・学年	
副籍校名	立 学校

副 籍 申 込 書

〇 〇 小 学 校 長 様

副籍を希望しますので、本書をもって申し込みます。

在籍学校名	立 学校
ふりがな	
児童生徒名	
学 年	
学 級	
希望副籍校名	県立 学校

令和 年 月 日

〒

現 住 所 _____

保護者名 _____

文 書 番 号
令和 年(202 年) 月 日

〇〇市町教育委員会事務局
特別支援教育主管課長 様

〇 〇 〇 立 〇 〇 学 校
校 長 〇 〇 〇 〇
(公 印 省 略)

副籍校の指定に係る申請について（依頼）

このことにつきまして、下記のとおり申請します。

記

副籍校指定申請児童一覧

在籍校： 学校

番号	児童名	学年	保護者名	住所	希望副籍校名
記入例	淡海 太郎	3	淡海 一郎	大津市びわこ町1-1-1	びわこ養護学校
1					
2					
3					
4					
5					
6					

【様式B-3】
(市町教育委員会→県教育委員会)

文 書 番 号
令和 年(202 年) 月 日

滋賀県教育委員会事務局
特 別 支 援 教 育 課 長 様

〇〇市町教育委員会事務局
特 別 支 援 教 育 主 管 課 長
(公 印 省 略)

副籍校の指定に係る申請について（依頼）

このことにつきまして、下記のとおり送付しますので、副籍校の指定について御配慮くださいますようお願いいたします。

記

副籍校指定申請児童一覧

依頼先： 滋賀県教育委員会

番号	児童名	学年	保護者名	住所	在籍校名	希望副籍校名
記入例	淡海 太郎	3	淡海 一郎	大津市びわこ町1-1-1	近江小学校	びわこ養護学校
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

文 書 番 号
令和 年(202 年) 月 日

県 立 学 校 長 様

滋賀県教育委員会事務局
特 別 支 援 教 育 課 長
(公 印 省 略)

副籍校の指定について（通知）

このことについて、市町立小学校等在籍児童について貴校を副籍校に指定しましたので下記のとおり通知します。
については、当該小学校等と連携して、副籍による交流授業等の取組を積極的に推進ください。

記

副籍指定児童一覧

副籍校： 学校

番号	児童名	学年	保護者名	住所	在籍校名
記入例	淡海 太郎	3	淡海 一郎	大津市びわこ町1-1-1	近江小学校
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

【様式B-5】
(県教育委員会→市町教育委員会)

滋 教 委 特 支 第 号
令和 年 (202 年) 月 日

〇〇市町教育委員会事務局
特別支援教育主管課長 様

滋賀県教育委員会事務局
特別支援教育課長
(公 印 省 略)

副籍校の指定に係る申請について (通知)

令和 年 月 日付け〇教委〇第 号で依頼のありました標記のことにつきまして、副籍校を指定しましたので下記のとおり送付します。

記

副籍校指定申請児童一覧

居住地：〇〇市

番号	児童名	学年	保護者名	住所	在籍校名	副籍校名
記入例	淡海 太郎	3	淡海 一郎	大津市びわこ町1-1-1	近江小学校	びわこ養護学校
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

文 書 番 号
令和 年(202 年) 月 日

〇〇市町立 学校長 様

〇〇市町教育委員会事務局
特別支援教育主管課長
(公 印 省 略)

副籍校指定の決定について（通知）

このことにつきまして、副籍校指定の申請のあった貴校在籍児童について、副籍校が決定しましたので下記のとおり通知します。
ついては、副籍校と連携して、副籍による交流授業等の取組を積極的に推進ください。

記

副籍校指定申請児童一覧

在籍校：市町立 学校

番号	児童名	学年	保護者名	住所	副籍校名
記入例	淡海 太郎	3	淡海 一郎	大津市びわこ町1-1-1	びわこ養護学校
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

【様式B－7】

(市町教育委員会➡保護者)

文 書 番 号
令和 年 (202 年) 月 日

様

〇〇市町教育委員会事務局
特別支援教育主管課長
(公 印 省 略)

副籍校決定通知書

このことについて、副籍校が決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

在籍校名	立 学校
児 童 名	
学 年	
副籍校名	県立 学校

氏名		学年		学級	
学校名	在籍校		副籍校		
担当者 職・氏名					

交流授業期間	当初計画		年度末報告(当初計画から変更があれば記載)	
	令和 年 月 ~ 令和 年 月			
取組方法		当初計画回数		実際の回数
	直接交流回数		直接交流回数	
	間接交流		間接交流	
	間接交流のうちオンライン		間接交流のうちオンライン	
引率回数	担任		担任	
	保護者付添い		保護者付添い	
	担任以外 (副籍Co等)		担任以外 (副籍Co等)	

	当初計画	年度末報告(当初計画から変更があれば記載)
交流授業目標	【対象児童の目標】	【対象児童の目標】
	【副籍校児童の目標】	【副籍校児童の目標】
交流授業内容	【直接交流】	【直接交流】
	【間接交流】	【間接交流】
評価の観点	【対象児童】	【対象児童】
	【副籍校児童】	【副籍校児童】
年度末評価 (毎年度2月)	【対象児童の評価】	
	【副籍校児童の評価】	

※対象児童の在籍校が副籍校と共に作成する。年度末報告は作成後在籍校を所管する教育委員会に提出する。